

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月5日（平成27年（行情）諮問第652号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第529号）

事件名：幹部当直割表（平成27年2月～4月）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

文書1 幹部当直割表（平成27年2月～平成27年4月）

文書2 当直割及び外出割（平成27年2月～平成27年4月）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月10日付け防官文第9365号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、階級と表の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本情報公開請求の趣旨は、平成27年4月5日に徳島航空基地（徳島空港）で起きた管制ミス事案発生当時の管制官の勤務態勢を知り、国土交通省運輸安全委員会が重大インシデントと認定した事態を招いた背景を検証することであり、個人を特定するなどの意図はない。

行政文書開示決定通知書では、「航空管制における運用態勢が明らかになり、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある」との理由で、本件対象文書の表のほぼ全てを不開示としたと説明されているが、航空従事者の教育を主な任務とする徳島航空基地の管制態勢が明らかになることで国の安全を害する恐れが生じるとは考えにくく、納得できない。民間機が離着陸する共用空港でもあり、むしろ安全に運用されていることを国民に示すために公開するべきではないか。

それでも、表の全部開示は差し支えがあると判断される場合は、土日曜の部分だけでも開示するよう求める。基地の運用態勢が明らかにならない

ため可能だと思われる。個人を識別できない階級は、開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「海上自衛隊徳島教育航空群 徳島空港管制所で管制業務に当たる管制官の勤務表 期間 平成24年4月11日～平成27年4月10日」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「幹部当直割表（平成25年4月～平成27年4月）」及び「当直割及び外出割（平成25年4月～平成27年4月）」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年6月10日付け防官文第9365号により、特定文書のそれぞれ平成27年2月分～同年4月分（本件対象文書）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して異議申立てがされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、階級、氏名及び表の一部については、海上自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、航空管制における運用態勢が明らかになり、海上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため、原処分においてはこれらを不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、航空従事者の教育を主な任務とする徳島航空基地の管制態勢が明らかになることで国の安全を害するとは考えにくいとして、原処分において不開示とした階級、氏名、表のうち、階級と表の部分を開示するよう求める。

徳島航空基地に所在する徳島教育航空群は、平時においては飛行幹部の養成を任務とする教育部隊であるが、有事等の際には防衛出動の任にあたることも想定され、同基地における管制従事者の人員数及び階級構成等を公にした場合、有事等の際における同基地の運用能力が推察され、海上自衛隊の任務遂行に支障を及ぼしかねず、ひいては我が国の安全を害するおそれがあり、法5条3号に該当することから不開示としたものである。

なお、異議申立人は、不開示部分のうち土日曜の部分だけでも開示するよう求めるが、土日曜においても部隊の運用は行われており、公にすることはできない。

- (2) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年11月5日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同月19日 審議
- ④平成28年11月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、海上自衛隊において作成された徳島航空基地（徳島飛行場）の管制従事者の勤務割表であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は不開示部分のうち階級と表の部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、徳島航空基地の管制に当たる自衛官の階級及び担当業務のローテーション等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、徳島航空基地の管制従事者の人員数、階級構成が明らかになり、諮問庁が上記第3の3で説明するとおり、有事等の際の運用能力を推察され、海上自衛隊の任務遂行に支障を及ぼしかねず、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子